

平成 29 年度 第 1 回 宗像市文化財保護審議会 議事録 (要旨)

期日：平成 29 年 8 月 17 日 (木)

時間：13 時 30 分～15 時 30 分

会場：海の道むなかた館 講義室

出席者：

会 長 西谷 正	事務局 郷土文化課
副会長 桑田 和明	課 長 吉原 賢治
委 員 山野 善郎	文化財係長 白木 英敏
委 員 森 弘子	主任技師 山田 広幸
委 員 河窪 奈津子	オブザーバー
委 員 井上 晋	市史編さん事務局 灘谷 辰生
委 員 宮元 香織	都市計画課 高山 正利
	靱山 隆良

会 議 次 第

1. あいさつ
2. 前回議事録の確認
 - ・ P5 の下から 3 行目、指有形→有形に修正。
3. 報告

宗像市歴史的風致維持向上計画について

 - ・ 都市計画課より計画概要を説明。重要文化財（建造物・史跡）と 50 年以上の人の営みが一致となった歴史的風致の範囲を認定し、ハードを中心としたまちづくり事業を行う計画。
 - ・ 国交省、農林水産省、文化庁の三省庁との協議により策定をすすめている。
4. 議事
 - 1) 宗像大社みあれ祭を宗像市指定文化財に指定することについて
 - ・ 答申書案の一部を修正し、各委員に確認後指定にふさわしい旨の答申とする。
 - 2) 王丸八幡神社棟札及び宮座関係資料を宗像市指定文化財に指定することについて
 - ・ 王丸八幡神社棟札を市指定有形文化財（歴史資料）、王丸神社宮座関係資料を市指定有形民俗文化財にふさわしい旨答申する。
5. その他 特になし
6. 次回開催 後日調整

平成 29 年度 第 1 回 宗像市文化財保護審議会 議事録

期日：平成 29 年 8 月 17 日（木）

時間：13 時 30 分～15 時 30 分

会場：海の道むなかた館 講義室

出席者：

会 長 西谷 正
副会長 桑田 和明
委 員 山野 善郎
委 員 森 弘子
委 員 河窪 奈津子
委 員 井上 晋
委 員 宮元 香織

事務局 郷土文化課
課 長 吉原 賢治
文化財係長 白木 英敏
主任技師 山田 広幸
オブザーバー
市史編さん事務局 灘谷 辰生
都市計画課 高山 正利
稲山 隆良

会 議 次 第

1. あいさつ
2. 前回議事録の確認
3. 報告
宗像市歴史的風致維持向上計画について
4. 議事
 - 1) 宗像大社みあれ祭を宗像市指定文化財に指定することについて
 - 2) 王丸八幡神社棟札及び宮座関係資料を宗像市指定文化財に指定することについて
5. その他
相原古墳について
6. 次回開催
平成 年 月 日 ()

1. あいさつ

会 長：本日は、報告事項 1 件、議事が 2 件、ご審議よろしくお願ひします。

2. 前回議事録の確認

委 員：P5 の下から 3 行目、指有形→有形

3. 報告

宗像市歴史的風致維持向上計画について

事務局：平成 20 年に施行された歴史まちづくり法により、宗像市の 歴史的風致維持向上計画（平成 28 年 10 月より開始）を策定している。これは、本市の都市計画課を主管に郷土文化課と共同で策定される計画である。

都市計画課：本計画の概要について

本計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称歴史まちづくり法に基づく計画である。国が本計画を推進する背景として、歴史上価値の高い建造物が情緒を醸し出しているその一方で、維持管理費に多くの費用、手間がかかって担い手不足になっており、歴史伝統を反映した生活が失われつつある。そこで人々の生活と町並みが一体となった良好な環境の維持・向上を目的にこの法律が施行されている。歴史的風致維持向上計画の認定を受けると国からの支援を受けて歴史まちづくりにかかる取り組みを進めることができる。

本計画の策定に至った経緯について

本市では「神宿る島宗像沖ノ島と関連遺産群」の世界文化遺産登録はもとより唐津街道赤間宿、原町の商業にみる生業、鐘崎や神湊に見られる海の信仰による生業等、後世に残すべき歴史的文化的な活動が今も残る。これまで地域が大切に守ってきた伝統、活動、歴史的風致の維持向上を図るため本計画を策定したいと考えている。

現在の進捗状況

平成 28 年 12 月に国土交通省、農林水産省、文化庁からなる三省庁協議を開始し、現在まで 3 回協議し、今年度中の計画認定に向けて作業を進めている。

事務局：歴史的風致とは、50 年以上の建物と 50 年以上の活動が一体となって形成されるものである。本市では、沿岸部、山間部、街道沿いに見る暮らしの 3 つが大きな歴史的風致を形成する大きなポイントとなる。沿岸部では、宗像大社を含めた様々な信仰や祭事が行われている。また、内陸の里の暮らしは、八所宮で信仰や祭礼が行われて、唐津街道沿いでは、酒造りなど様々な活動が行われている。

戦前から現在に至るまで宗像には、様々な文化財があるが、今も歴史保護団体等、市民の方々によって歴史の文化財保護活動を行い歴史が守られている。その成果の一つとして田熊石畑遺跡、桜京古墳があり、こちらも続けられる文化財保護の活動ではないかと、国と協議を進めている。案としてこの 5 つを国と協議しながら、どのように再構成して歴史

的風致として出していくかを現在取り組んでいる。

都市計画課：スケジュールについて

現在、計画書は序章と第1章までの作成をし、国の確認を終えている。

三省庁協議は、今年12月まで続けられる予定。庁内体制は、庁内での検討委員会、作業部会を作っている。事業の洗い出しや、重点エリアの設定について協議中。審議会は、宗像市歴史的風致維持向上計画策定委員会を立ち上げ協議を進める。年内に3回程度開催予定。都市計画審議会、景観審議会、文化財保護審議会で見聞き取りを進めていきたい。市民参画については、パブリックコメントを11月から12月に実施予定。合わせて住民説明会を実施し、市民からの意見を頂きたい。議会の報告は、来年1月に計画認定申請を行い、3月に認定を受ける予定なので、パブリックコメントを実施した後の12月と3月に議会で報告を行いたい。

会 長：現在は、太宰府市と添田町が実践中。宗像市が認定されると3番目となる。

委 員：今挙げられている歴史的風致の中に、山の神（山岳信仰）が欠落しているのでは。山の信仰を加えてみては。

事務局：山に関する信仰も現在まで続いているので、ご意見をこの計画の中に取り入れ、考えたい。

会 長：当館でも山岳信仰の企画展を行ったので、図録を見てご意見を頂きたい。

4. 議事

1) 宗像大社みあれ祭を宗像市指定文化財に指定することについて

事務局：前回の審議会に於いても、教育委員会よりみあれ祭指定についての諮問があったと報告をしていた。これを受けて昨年度みあれ祭、秋季大祭もあわせての調査を進め、市史と連携してみあれ祭秋季大祭調査報告書を作成した。

委 員：宗像市史編纂の民俗部会の先生方、事務局にも加わって頂き昨年は、沖ノ島の「神迎へ」から10月3日の大祭三日目までの調査をした。天候が悪く頓宮祭が行われなかったりと変則の事もあり、報告書では抜けている箇所もある。また、調査には何人もの方が部分的に関わっており、不十分な所もあるが、みあれ祭を実際に見て報告をしているので本日の会議資料として見て頂きたい。いずれは歴史の先生方にも協力を頂き報告書を作成していきたい。

会 長：みあれ祭の報告について、ご意見お願いします。

委 員：歴史学の立場では、多少手薄な所も見受けられるので、本報告書の段階には、ご協力をさせて頂きたい。

事務局：事務局としても調査の成果もあるので、これはみあれ祭の報告書となるような事で諸先生方のご協力を賜ってよりよいものにしたい。

委 員：歴史的経緯の書き方の中で、みあれ祭が連続性を持っているような書き方になっているところがみえるので、これについては文化財保護審議会として正確な認識を持ち、皆様に理

解して頂くのが基本なので検討をお願いしたい。

会 長：それでは、宗像大社みあれ祭を宗像市指定無形民俗文化財に指定する事でよろしいか。ご承認頂いたということで、事務局より答申案を読み上げて頂きましょう。

事務局：調査の報告を受けて、諮問に対する答申案を作成した。

委 員：3.の構造及び形式で、「毎年10月1日」となっているが、みあれ祭は3日間に亘るならば10月1日だけにするのはどうなのか。

委 員：10月1日から3日まで行われる宗像大社の秋季大祭の最初の御神事となるので、ここに「宗像大社秋季大祭の幕開けの10月1日の神事」といった文言を入れるといいのでは。

委 員：沖ノ島からの神迎えとなると9月の初めからになるので、どこまでを指定にするのか。

事務局：お祭りの始まりとしては、9月上旬は日程が定まっていないが、神迎えから御心霊が辺津宮に納まるまでが、みあれ祭と思う。10月1日は祭りの当日という意味。

委 員：文章の書き方としては、何が保護の対象となるのかを確定しないと、それに付随する行事は全て、と読まれてしまう。日にちで区切るのもひとつの案だが、内容が何かを明確にしなければならぬと思う。

委 員：答申で正式な文章になるので文言の訂正を。

裏面1行目、鎌倉期→室町時代

3行目、鎌倉期から今日まで→南北朝から今日まで

5行目、沖ノ島の神霊を辺津宮の第一大神宮に迎える「御長手神事」、というのは歴史資料の誤認だと思う。御長手神事を年に4回行うということは記されているが、沖ノ島のご神霊を田島に迎えるとは読み取れない。沖ノ島に向かって御長手を付けた船がこちらから行くといった御祭りの内容なので資料に問題がある。

5段落目、中世以来の伝統をひきつぐものが随所にみられ、とあるが、随所を具体的に挙げて御長手くらいしかないのでは、「随所にみられ」は過大評価。

委 員：指定の理由の文言で、「中世期」という文言を使うのに違和感がある。昭和12年に像大社が正式に使われ始めているが、昭和37年ではどうなのか気になる所である。第3号の紀要「沖ノ島研究」の中で、沖津宮で中世の祭祀用土師器が出土しているので、取り入れて頂いて、実際に沖ノ島で祭事が行われていたということで使うといいのでは。

会 長：表面の2.の名称及び員数は、員数はないので削除し、名称だけにしようか。

修正も含め文章を作り直し、皆様に目を通して頂き、それを答申書にするとよい。ぜひ宗像市の報告書の一冊として報告書作成して頂くことを希望する。

2) 王丸八幡神社棟札及び宮座関係資料を宗像市指定文化財に指定することについて

事務局：1件は棟札を中心としたものを有形文化財の歴史資料に指定したい。名称については、「王丸八幡神社棟札」、その中で関係する棟札9枚全てを指定する。合わせて、写された紙の資料4点と、文字がある棟札片1点、墓股2点、懸魚1点も建築部材として認めることができるのでこの3点を附とする。

宮座関係資料については、有形民俗文化財で指定したい。名称は、「王丸八幡神社宮座行事関係資料」としたい。関係機関と相談したところ、祭礼や行事が入っていて器物も揃っており、行事という文言を入れてはとの指摘を頂き、行事という言葉を入れ、宮座行事関係資料にした。リストは文書や木札・天狗面・幟など 128 点。基本的に、王丸八幡神社から預かっている資料は全て指定する。

会 長：質問ありますか。

委 員：資料の真ん中の、安政 4 年の「八幡宮御宮座御備并献立帳」とあるが「備」となっているが、私ならそこに「供」を付けると思う。

委 員：それは構わないと思う。

委 員：「中世に遡ることのできるもの」という表現は曖昧。宗像市に中世の資料は他にないと誤解される。「中世に遡ることのできる墨書木札としては」とした方が明解。また「中世に遡ることのできるもの」を「最古級のもの」にしてもよい。

委 員：棟札の法量というのは寸法と同じなのか。

委 員：棟札の場合、寸法と書く場合もあるが、これまでの指定案件では法量という書き方をしている。

委 員：木材のわかるものは杉や檜といったように樹種を書いていたほうがよい。

会 長：それでは委員に樹種の鑑定をお願いしたい。

委 員：はい。

会 長：諮問の書類に、王丸八幡神社棟札及び宮座関係資料を宗像市指定有形文化財に指定することについての諮問だが、棟札は有形（歴史資料）、宮座関係資料は有形民俗文化財、有形をとればどうか。

委 員：諮問書を二つに分けた方がよいと思う。民俗は一般の有形とは違うので。有形民俗はいわゆる建築や美術工芸の有形とは分類が違う。

事務局：経緯からご説明すると 8 月 1 日の諮問書となる前に、教育委員会で諮問することについての可否を審議されており、その時の申請内容が有形文化財であったために有形文化財にすることについての諮問となっている。答申書については、その答申を受けて有形と無形の二つに分けることが相応しいとなったため教育委員会側と調整をしたが、そういう内容で挙げて構わないということだったので教育委員会を通した文面そのままとなった経緯がある。

会 長：遡って訂正できないか。

事務局：教育委員会と協議をしたところ、答申で変わっても構わないとのことだったので今回このような形をとらせて頂いた。有形文化財と有形民俗文化財の条例の定めが違うところがあり、もう一度出し直すことや記述等の問題などもあり、この諮問書ですべてを含んでいるという意味でださせて頂いた次第。

委 員：諮問書に王丸八幡神社棟札及び宮座関係資料に行事が入らなくてよいのか。

事務局：今回答申として審議会側から発せられる文書なので、問題ないという確認をしている。

委員：名称及び員数のところで棟札片というのがあるが、これは自信がないし、欠けている大正9年の棟札2点とも一致しないので、私としては外すか、入れるとすれば木片とした方がいいのではないかと思う。棟札の写しで4点とあるが、これは綴で同じ用紙に4点書いてあるので1点とし、説明で大正9年の2点、宝永2年の1点、寛文5年の1点を対象棟札に写したということによいと思う。

事務局：今の棟札片の取り扱いについてその他にご意見があればお願いします。

委員：これまで残ってきたものを無視するに心苦しいが、拝見したかぎりでは残して保存しても今後何かわかるとは期待できないので外しては、と私は思う。

会長、指定案件とした場合、土器片の場合どのくらいのものまで拾われるのか。

会長：一概には言えない。例えば、漢代の鏡1枚あってそれとこんなに小さな破片が一緒に出た場合には、鏡からも年代はわかるが根拠になるのでそのような場合には小さな破片でも附になっている。伊都国の例でも小さな破片が国宝となっており、ケースバイケースのところがある。

委員：今回のものは、他のものと関連づけたり、価値づけができるのであれば拾うべきであると思う。この棟札片はどれにも該当しそうにないので、棟札として認定することが非常に難しい。棟札として指定するのは違うように思う。

委員：先生はどこから出てきたものか覚えておられるか。

委員：床にあったもので、暗い中こちらに持ってきているが、文字の部分や部材に該当するようなものは一応全部持っていった記憶がある。

委員：委員のおっしゃる通り字体も違うし、木片というが杉ではなく、おそらく檜だと思うがどこにも該当するものがないので外した方がいいと思う。

委員：性格がよくわからないものを附として指定するのはどうかと思う。保存はしておくが文化財の附としては指定から外すということによいと思う。

会長：本件を宗像市の指定文化財に指定するに相応しいということでご承認いただいたということにさせていただきます。

5. その他

事務局：その他として新たな指定として考えている件があるので、ご報告させていただきたい。宗像市河東のすすき牧場の中にある相原古墳で5m近い石室だけが残っている。石室の高さは5m近くあり、宗像地域で一番石室高の高い立派な古墳である。当初は県の指定に、ということで県より打診があったが、結果的には前方後円墳であるが現在墳丘はほとんど削られてしまい、古墳の詳細な形がわからないということで県指定の話はなくなった。ただし、放っておけば壊れてしまうので委員とご相談しながら、保存や指定について模索しようということをご報告させていただいた。

会長：地権者はどうなっているか。

事務局：所有者であるすすき牧場の社長は古墳の保存について大変理解があり、保存して子ども達

の見学など公開できるような協力をしたいということで調査の許可をいただいている。こちらとしても心強い。

会 長：私の専門分野なので申しますと、そのような事情であるならこの機会にやっておいた方がよい。代がかわるとどうなるかわからないので。今相原で思い出したが新羅土器が出ていたと思う。

事務局：考古の場合は、史跡の指定が多く資料指定がないので十分に検討の対象になる。

会 長：浦谷の金銅製の馬具がでたり、鉄鋌が出たり、沖ノ島と共通したものがあるので文物の候補案件として事務局でリストアップし、計画的に検討してほしい。

6. 次回開催 後日調整